

観応・文和年間における室町幕府軍事体制の転換

花田卓司

はじめに

南北朝期の守護・大将による宛行状・預状発給状況は、観応・文和年間（一三五〇～一三五五）に明確な画期が認められる。すなわち、観応年間以前には足利一門守護・大将が外様守護に優越する所領給付権限を使用するのに対し、文和年間以後は両者の権限上の相違が解消し、同質化していくのである^②。かかる現象は、観応・文和年間を画期に、室町幕府の国人層掌握のあり方に転換があったために生じたものと考えられ、とくに注目されるのが、守護・大将に闕所地処分権や半済給付権を正式に付与する事例が、この時期に集中してみられる点である。

闕所地処分権について、笠松宏至氏は、戦乱状況下で幕府は各国闕所地の把握を守護からの注進に頼らざるを得ず、闕所地処分手続きに占める守護の役割増大が、彼らによる同権限「獲得」へとつながると説かれた。一方で、上杉氏や佐々木京極氏の例を挙げ、足利一門守護の国内における権威の確立や対抗勢力への備えとして、幕府が積極的に守護に闕所地処分権を付与する場合があったことにも触れられている^③。最近では、九州守護の闕所地処分権を考察された松本一夫氏が、島津氏による闕所地処分権行使には幕府から一定の制約が加えられていたことを指摘されている^④。先の上杉氏・京極氏の例も踏まえると、守護・大将に闕所地処

分権を認めるか否かは、幕府の対守護政策と密接にかかわっていたといえよう。また、半済給付権についても、小川信氏は、観応三年半済令適用国の守護が足利義詮の下に結集する高師直党出身者である点から、半済令は国人層の所領獲得要求にこたえつつ彼らを組織しようとする有力守護の要請による措置であると指摘され^⑤、田端泰子氏は、半済給付権の付与が尊氏方有力部将への一種の論功行賞であったと論じられている^⑥。

これら先行研究の指摘に鑑みれば、守護・大将への闕所地処分権・半済給付権の付与は、幕府の政策的意図と決して無関係ではなく、幕府が誰を通じて国人層を掌握・組織化しようとしたのか、言い換えるならば、どのような軍事体制を構築しようとしたのかを考える上で重要な意義をもつと考えられる。

そこで本稿では、観応・文和年間における守護・大将への両権限付与がいかなる状況下で、どのような意図をもってなされたのかを考察すること、国人層掌握のあり方、幕府軍事体制の転換を明らかにする。その上で、南北朝後期に守護・大将への所領給付権限付与が進むなか、国人所領に対する幕府の姿勢が変化していく点にも言及したい。なお、本稿で扱う観応・文和年間の政治・軍事状況を、《表1》として整理したので適宜参照されたい。

《表 1》 観応元年～文和四年の政治・軍事状況

年月日	内容
観応 1. 10. 26	足利直義、京都を出奔し、大和国に赴く。
観応 1. 10. 28	足利尊氏、足利直冬追討のため高師直らを率いて京都を發す。
観応 1. 11. 3	直義、師直・師泰討伐のため挙兵。
観応 1. 11. 19	尊氏、備前国福岡に到着。
観応 1. 12. 13	南朝、直義の投降を許す。
観応 1. 12. 25	高師冬、上杉憲顕に敗れ、甲斐国へ逃れる。
観応 2. 1. 4	上杉憲将、師冬追討のため甲斐国へ發向。
観応 2. 1. 15	桃井直常、入京。
観応 2. 1. 16	小笠原政長・山名時氏ら直義方に降る。石塔頼房、入京。尊氏・義詮ら、丹波国を経て播磨国へ逃れる。
観応 2. 1. 17	師冬、自害。
観応 2. 1. 18	六角氏頼、直義方に降る。
観応 2. 1. 23	尊氏、今川頼貞に關所地処分権を付与。
観応 2. 2. 3	直義、上杉憲顕の戦功を褒し、上洛を制止。
観応 2. 2. 4	播磨国光明寺合戦。
観応 2. 2. 12	吉良貞家、直義に与同し、畠山高国・国氏父子を自害させる。
観応 2. 2. 17	摂津国打出浜合戦。尊氏方敗北。
観応 2. 2. 20	尊氏と直義、講和(翌日、師直・師泰が出家)。
観応 2. 2. 26	上杉能憲、師直・師泰を殺害。
観応 2. 2. 27	尊氏、入京(直義は翌日入京)。
観応 2. 3. 13	直義、上杉憲顕に關所地処分権を付与。
観応 2. 4. 2	幕府、京極導誉・仁木頼章・仁木義長・土岐頼康・細川清氏らの罪を許し、所領を安堵する。
観応 2. 7. 19	直義、義詮との確執により政務を辞す。
観応 2. 7. 21	尊氏方・直義方諸将、各国に下向。
観応 2. 8. 1	直義、京都を出奔。
観応 2. 10. 24	尊氏、南朝と講和(正平一統)。
観応 2. 11. 4	尊氏、直義追討のため京都を發す。
正平 7. 1. 5	尊氏、直義と講和し、鎌倉に入る。
正平 7. 1. 19	尊氏、小笠原政長に關所地処分権を付与。
正平 7. 2. 25	尊氏、今川範氏を遠江国守護に補任。
正平 7. 2. 26	直義、鎌倉にて死去。
正平 7. ②. 12	尊氏、今川範氏に關所地処分権を付与。
正平 7. ②. 20	正平一統破綻。義詮、南朝に敗れて近江国に逃れる。
正平 7. ②. 24	尊氏、今川範氏に駿河・遠江両国の敵軍退治を命ずる。
観応 3. 3. 15	義詮、京都を奪回(八幡の南朝方は観応 3.5.11 に没落)。
観応 3. 7. 24	半済令制定。適用国は近江・美濃・尾張三カ国。
観応 3. 8. 17	後光厳天皇、踐祚。
観応 3. 8. 21	半済令制定。適用国に伊勢・志摩・伊賀・和泉・河内五カ国を追加。
文和 2. 6. 9	楠木正儀・石塔頼房・山名時氏ら、京都を占領。
文和 2. 6. 13	義詮、近江国にて南朝に敗北し、美濃国垂井に逃れる。京極秀綱、戦死。
文和 2. 6. 20	義詮、京極高秀に近江国分郡の半済給付権を付与。
文和 2. 7. 26	義詮、京都を奪回。
文和 2. 7. 29	尊氏、鎌倉を發して京都に向かう(文和 2.9.21 に後光厳天皇を奉じて入京)。
文和 3. 12. 24	尊氏、直冬・桃井直常らの京都侵攻を知り、後光厳天皇を奉じて近江国に入る。
文和 4. 1. 16	桃井直常・斯波氏頼ら、京都を占領(文和 4.1.22 には直冬も入京)。
文和 4. 2. 6	義詮、摂津国神南にて南朝と交戦し、これを破る。
文和 4. 2. 9	これ以後、京都合戦。文和 4.3.12 に尊氏が京都を奪回。
文和 4. 5. 8	義詮、京極導誉を上総国守護に補任。
文和 4. 7. 28	尊氏、京極導誉に關所地処分権・半済給付権を付与。

一 観応・文和年間における關所地処分権の付与

室町幕府は、建武五年（一三三八）閏七月二十九日の追加法^⑦によって守護・大将による所領の宛行いや預け置きを禁止し、貞和二年（一三四六）十二月十三日には「或分^⑧取訴論人所領^⑨、或押^⑩領國中關所^⑪、構^⑫表裏沙汰^⑬」を諸国守護人非法の一つに挙げている。実際には、宛行状・預状を発給した足利一門守護・大将や、預状発給が確認できる少弐・大友・島津・武田四氏のように、幕府は一部の守護・大将による所領給付権限行使を黙認してはいるが、少なくとも建前上は、彼らによる所領給付権限行使に否定的な態度を崩さなかったのである。

ところが、観応の擾乱が勃発すると、守護・大将に正式に關所地処分権を認める足利尊氏・直義の御判御教書が発給されるようになる。以下、順にみていこう。

【史料1】観応二年正月二十三日足利尊氏御判御教書写^⑭

但馬国軍勢并手者恩賞事、注文一通遣^⑮之。早当国關所^⑯除^⑰着^⑱付^⑲之内、

少々相^⑳計^㉑之、令^㉒支^㉓配^㉔之、可^㉕注^㉖申^㉗子^㉘細^㉙之状如^㉚件。

観応二年正月廿三日
等持院殿^{（足利尊氏）}

今川駿河前司殿^{（頼貞）}

名宛人の今川頼貞は、尊氏方として活動した但馬国守護である^⑳。本文中の「注文一通」とは、これ以前に頼貞から進上されていた尊氏方軍勢の交名であろう。よって本文書は、注文に記された但馬国軍勢や頼貞家人らに關所地を恩賞として配分するよう命じた内容と解される。「可^㉕注^㉖申^㉗子^㉘細^㉙」しとあるので、尊氏に關所地処分の結果を報告する必要があるものの、誰に、どこの關所地を与えるかは頼貞の裁量に任せられたとみられ、実質的な關所地処分権の付与と考えてよからう。本御教書発給の直前、観応二年（一三五二）正月十六日の京都合戦で、尊氏は直義方に敗れ

て播磨国へ退き、二月初旬の光明寺合戦まで書写山に在陣している。尊氏にとって喫緊の課題は頽勢の挽回と、京都奪還を可能ならしめる国人層の結集および離反抑止であったに違いない。そのためには速やかな恩賞給付が最も有効だが、通常の恩賞下文発給手続きを踏もうとすれば、たとえ隣国とはいえ、關所地選定や恩賞申請者の戦功認定のために相当な時間的経過が予想される。ゆえに、尊氏は【史料1】によって自身と別個の軍事行動をとる頼貞に關所地処分権を委任し、但馬国の尊氏方軍勢に対する円滑な恩賞給付を図ったのである。これは、建武三年の九州下向に際して、四国に派遣された細川頼氏・和氏らに行賞権を委ねたのと類似の手法といえるだろう。

【史料2】観応二年三月十三日足利直義御判御教書^㉛

今度属^㉜上杉兵庫助手^㉝、致^㉞軍忠^㉟輩恩賞事、以^㊱關東分国内關所^㊲、可^㊳有^㊴計沙汰^㊵之状如^㊶件。

観応二年三月十三日
（花押）
民部大輔殿^{（上杉謙信）}

【史料2】は、關東執事として鎌倉にいた上杉憲顕に關東分国内の關所地処分権を認めた直義の御教書である。憲顕は観応元年十二月にもう一方の關東執事であった高師冬を撃破し、翌年正月には自害に追い込むなど、關東における直義方の勝利を決定づける役割を果たした。上杉兵庫助は憲顕の子息憲将で、師冬追討のため観応二年正月四日に数千騎を率いて甲斐国に発向している^㉞ので、本文書は師冬追討戦にかかる恩賞給付の指示である。憲顕は、在京して再び政務を執っている直義の代理として、また、直義方勝利への貢献に対する一種の特権付与的措置として、關所地処分権を認められたのだろう^㉟。この措置の背後には、腹心たる憲顕を通じて關東の直義方に対する恩賞給付を行い、自らの軍事的基盤を維持・拡充しようという直義の意図が存したものと考えられる。

【史料3】 正平七年正月十九日足利尊氏御判御教書¹⁶
 信濃国關所地事、配分一族并軍忠地頭御家人等、可レ注「申子細」
 之状如レ件。

正平七年正月十九日

(花押)
(足利尊氏)

小笠原遠江守殿
(政長)

【史料4】 正平七年閏二月十二日足利尊氏御判御教書写¹⁷
 遠江国關所等事、可レ宛「行軍忠輩」之状如レ件。

正平七年閏二月十二日

御判
(足利尊氏)
 等持院殿

今川上総介殿
(範氏)

【史料5】 文和四年七月二十八日足利尊氏御判御教書案¹⁸
 近江国關所并寺社本所領便宜之地事、可レ致「沙汰」之状如レ件。

文和四年七月廿八日

御判
(足利尊氏)
 等持院殿様

佐渡大夫判官入道殿
(京極義隆・高氏)

【史料3】・【史料4】は、観応の擾乱後半戦で関東に出陣した尊氏が、正平七年(一三五二)正月五日に直義を降して鎌倉に入った後に発給したものである。【史料3】は【史料1】同様「可レ注「申子細」」しとの文言があるが、実質的な關所地処分権付与と理解してよい。小笠原貞宗の嫡子で信濃国守護の小笠原政長は、観応の擾乱前半戦で一時直義方に降ったが、その後尊氏方に復帰して信濃国で戦っている。その勲功賞として、正平六年十二月二十三日には足利義詮から信濃国春近領半分(上杉藤成跡)を宛行われ、【史料3】と同日には春近領を、尊氏から安堵されている。【史料4】の今川範氏もまた尊氏方として正平六年十一月末以来駿河国内を転戦していることが知られ、正平七年二月二十五日には遠江国守

護に補任され、【史料4】発給直後には引き続き駿河・遠江両国の敵軍討伐を命ぜられている。²³

やや時期が下る京極導誉宛の【史料5】について、「寺社本所領便宜之地」の沙汰とは観応三年半済令に伴う半済給付を指している。したがって、本御教書により導誉は關所地処分権と半済給付権を認められたことになる。周知の如く、導誉は観応の擾乱を通じて尊氏・義詮を軍政両面で支え、文和四年(一三五五)二月六日には義詮に従軍し、摂津国神南で山名・楠木氏らと交戦して勝利している。²⁴ なお、文和四年当時の近江国守護は六角崇永(氏頼)であり、導誉は守護としての立場で両権限を与えられたわけではない点に注意が必要である。南北朝期の京極氏について論じられた星野重治氏によれば、観応の擾乱期の導誉は、守護六角氏や高嶋郡で独自の軍事的・行政的立場にあった朽木氏らを「佐々木大惣領」として統括し、かつ浅井・伊香・坂田・犬上四郡を「分郡」として軍事指揮下におく大将であったと位置づけられている。²⁵ 本史料について星野氏の言及はないが、両権限は導誉の「佐々木大惣領」としての立場に基づいて与えられたと考えてよいだろう。

以上、【史料3】・【史料5】は、いずれも尊氏を軍事面で支えた有力与党に対する關所地処分権付与であると確認できた。したがって、これらもまた【史料2】と同じく彼らの軍事的貢献に対する特権付与・恩賞的措置としての側面が見出せ、尊氏は自らに忠実な彼らを媒介として、国人層への恩賞給付円滑化と軍事的基盤の拡充を図ったと考えられるのである。

ここまでの検討から、守護・大将による国人層への所領給付に対する幕府の姿勢・方針が、観応・文和年間に至って明確に転換していることが窺える。先述の通り、幕府は従来守護・大将による所領給付権限行使を原則的に禁止する立場を堅持してきた。少なくとも、観応の擾乱勃発

以前の幕府発給文書には【史料1】～【史料5】のような文書がみられない以上、關所地処分権を正式に認める御判御教書が観応・文和年間に集中して現れるのは、史料残存の偶然性によるものではなく、幕府の方針転換を反映したものとみるべきであろう。また、もう一つ重要なのは、今川氏や上杉氏といった足利一門だけではなく、小笠原政長・京極導誉のような外様出身者にも關所地処分権が与えられている点である。彼ら外様守護への關所地処分権の正式付与は、観応年間以前のような足利一門に優越的権限を認めるあり方からの転換があったことを示唆する。これらの点について、次章では観応三年半済令を素材に、観応・文和年間の軍事体制と関連させながら検討しよう。

二 観応三年半済令と幕府軍事体制の転換

観応三年半済令²⁸は、適用国や期間に限定があつたとはいえず、守護や大将による兵糧料所の設置・預け置きを公認した画期的な法令であつた。応安令（応安元年、一三六八）に至るまでたびたび発令された半済令²⁹については、近年、「戦争」の視角からその意義を問いなおす試みもなされている³⁰。なかでも一連の半済令を軍事政策として捉えなおした松永和浩氏の研究が注目される。松永氏は、幕府の対寺社本所領政策が戦況に応じた軍事体制の強化・解除方針と連動していたことを指摘され、観応三年半済令は、観応の擾乱の勃発と南朝による京都占領といった幕府の劣勢を受けて採られた軍事体制強化策であると評価された³¹。この指摘は極めて重要であるが、本稿の視角から問題としたいのは、観応三年半済令によって推進された軍事体制強化がいかなる方向性を持っていたのかである。

観応の擾乱以前の幕府軍事体制は、漆原徹氏によって説明が進んでい

観応・文和年間における室町幕府軍事体制の転換

る³²。それによると、軍勢催促状の発給、現地での戦功認定の最終段階にあたる「一括申請型軍忠状」への証判、恩賞獲得に不可欠な幕府への挙状発給などは、足利一門守護・大将に集中しており、彼らは外様守護以上の軍事的諸権限を行使する存在であつた。とくに畿内戦域では、外様守護指揮下の国人層は二通の「一括申請型軍忠状」を作成し、一通を直接所属している外様守護に、もう一通を足利一門大将に提出して証判を得る二重証判制度が採られていたという。当該期の国人層は所領を獲得するため、自らの軍忠を幕府に取り次いでくれる守護を当面従属すべき存在とみなしていたから、国人層の軍事動員・戦功認定・軍忠奉達、さらには宛行状や預状の発給といった各種権限が足利一門守護・大将に集中している事実は、観応の擾乱以前の幕府軍事体制が彼らを中核に構成、強化されていたことを意味している。

では、観応三年半済令によって推進された軍事体制強化は、誰がその中核を担つたのであろうか。まず、半済令適用国とされた各国の守護について、貞和年間末から文和年間初めまでの沿革を《表2》として提示しておく³³。

「はじめに」でも触れたが、小川信氏や田端泰子氏らが指摘されたように、半済給付権を認められた土岐頼康、仁木義長、細川顕氏・業氏、高師秀などは、すべて尊氏方部将である点を最初に確認しておきたい。ただし、近江国の場合、観応の擾乱後半戦勃発直前に尊氏方と直義方との間で進退に窮した六角崇永が出家遁世し、家督を継いだ六角千手（義信）を補佐した山内定詮が直義方に付いたため、守護職は崇永の弟直綱に移る³⁴など、複雑な様相を呈する。このような六角氏の去就曖昧な態度も影響してか、尊氏・義詮は京極氏に大きな期待をかけたよう³⁵で、観応三年半済令の翌年、文和二年には京極高秀が近江国分郡の³⁶、文和四年には京極導誉が近江国の半済給付権を認められている（前掲【史料5】）。

《表2》 観応三年半済令適用国の守護（貞和年間末～文和年間初期）

・元号の後の数字は年月を示す（例：観応二年六月＝観応2.6）。

国名	守護						
近江	六角崇永 (～観応2.6)	⇒	山内定詮 (観応2.7—同年8)	⇒	六角直綱 (観応2.8—観応3.6?)	⇒	六角千手 (←観応3.7—文和2.6→)
美濃	土岐頼康 (～嘉慶1.12)						
尾張	高師泰 ⇒ 土岐頼康 (～暦応3.4→) ⇒ (←観応2.10—嘉慶1.12)						
伊勢 志摩	石塔頼房 ⇒ 仁木義長 (←貞和5.5—観応2.7…同年8) ⇒ (観応2.8…文和2.10…)						
伊賀	千葉氏胤 ⇒ 仁木義長 ⇒ 細川清氏 (←観応2.4—同年6→) ⇒ (観応2.6以降) ⇒ (←観応3.8→)						
和泉	高師泰 ⇒ 畠山国清 ⇒ 細川顕氏 ⇒ 細川業氏 (…貞和5.8) ⇒ (貞和5.8…観応2.7) ⇒ (観応2.8…観応3.7?) ⇒ (観応3.7?…文和2.3→)						
河内	高師泰 ⇒ ? ⇒ 高師秀 (貞和3.12—貞和5.5…観応2.2?) ⇒ (?) ⇒ (観応3.7—同年10→)						

彼ら半済令適用国の守護たちは、戦闘遂行に必要な兵糧料所を確保する正当性を得ただけではなく、次に述べるように国人層の軍忠に応えることも可能となった。

【史料6】 文和二年八月二十二日山内定詮預状^⑧

近江国蒲生郡市子庄内四十石事、為「打死之賞」、当年壹作所「預置」也。早任「先例」可「致」沙汰「之状如」件。

文和二年八月廿二日 定詮^(山内定詮)（花押）

儀俄^(知考)五郎跡

「料所御書下」 山内殿^{(付送)市子}

右は近江国守護六角千手の守護代山内定詮が発給した預状である。市子庄は平安末期以来花山院家領で、観応元年前後には一部が祇園社領化していたことが知られる^⑨。名宛人の儀俄氏は、高山氏らとともに直義方としての軍事行動が確認できるが、擾乱終熄後に六角氏に帰順、被官化したようである^⑩。儀俄知秀は、文和二年六月九日の京都合戦で、義詮方の山内定詮麾下として戦死した人々の中にその名が見出せる^⑪。

【史料6】は「当年壹作所「預置」也」との文言から、前年に発令された半済令の適用であることは明らかだが、同時に「打死之賞」とも記されている。兵糧料所の設置ないし兵糧料徴収は、本来「戦時における国家権力の発動によっておこなわれた臨時的徴税^⑫」であって、あくまでも戦時下の一時的措置として、勲功賞とは異なる性格があったはずである。ところが実際には、軍忠に対する勲功賞として、半済令を根拠にした兵糧料所の預け置きがなされる場面があったのである。こうした行為は、守護・大将が管内の国人層を動員・掌握し、軍事力を強化する上で有効に働いたと考えられる。たとえば、文和二年六月九日の京都合戦に敗北し^⑬、六月十三日合戦でも京極秀綱を失う大敗を喫して美濃国垂井まで退いた義詮は、六月二十三日山内定詮とともに南朝方を攻撃するよう

京極高秀に命じている⁴⁶。その直前の六月二十日に高秀が近江国分郡の半濟給付権を与えられているのは、戦費調達はもとより、国人層の軍忠と所領要求に応え、彼らを動員・組織化する上で同権限行使が効果的であると判断されたからであろう。半濟令がもつ一時的恩賞としての側面こそが、同法令によって推進された軍事体制強化を下支えしていたと考えられるのである。

これを踏まえ、半濟給付権が仁木・細川・高氏ら足利一門のみならず、六角・京極・土岐氏ら外様出身者にも付与されている点に改めて着目したい。すなわち、観応三年半濟令によって推進された軍事体制強化は、従来型の足利一門守護・大将を中核とした軍事体制がそのまま強化されたわけではない。一門か外様かを問わず、幕府（尊氏・義詮）に忠実な諸將に半濟給付権や前章で述べた關所地処分権を付与することで、彼らを中核とする新たな軍事体制が構築され、強化されていったのである。

では、観応・文和年間に至り、守護・大将に關所地処分権や半濟給付権を正式に付与することとなったのはなぜか。その一因は、延文二年（二三五七）九月十日の追加法「帯御下文「輩事」で、「観応以来、追年擾乱之間、任_レ勇士懇望、不_レ及_二礼明_一、補任之条、不慮之儀也⁴⁷」と幕府自らが非を認めたように、当該期の幕府中央における恩賞沙汰の機能不全にあった。そもそも、尊氏自身が「くんちんにて候ほとに、さたなと候ハぬあいた、まつやくそく申候ミちの国しのふのあまるめするかの入道（余目駿河）のあと、しさいあるましく候⁴⁸」と述べているように、戦場では恩賞沙汰を行わない原則があったようである。もちろん、建武三年の九州下向時など、尊氏の遠征・出陣中も下文の発給事例はあるので、実際には戦闘が小康状態となった頃合をみて、臨機応変に対応していたと思われる。だが、観応・文和年間のように断続的に戦闘が発生し、尊氏・義詮がたびたび京都を追われるなか、幕府は恩賞沙汰を頻繁に停止・遅延せざるを

得ない一方、結集した国人層の離反を防ぐために迅速な恩賞給付を求められるという矛盾に直面することとなった。その解決策として幕府が採用したのが、守護・大将による所領給付権限行使の正式認可だったと考えられる。その際、同権限が足利一門守護・大将だけではなく、外様守護にも付与されたのは、観応の擾乱で大量の足利一門が幕府から離反したためであろう。従来の軍事体制を支えてきた足利一門の離反により、幕府は新たな軍事体制の構築とその強化を図らねばならなくなった。ここで新たに導入された論理は、「足利一門か否か」ではなく、尊氏・義詮に対する忠節の重視だったと考えられる。これを裏付けるのが、康安二年（二三六二）に島津道鑑（貞久）が提出した申状⁴⁹である。康安元年に鎮西管領に就任した斯波氏経は、少弐・大友・畠山各氏の守護分国を除く四ヶ国（肥後・筑後・薩摩・大隅）二島（壱岐・対馬）の關所地処分権と寺社本所領の半濟給付権とを付与されて九州に下向してきた。道鑑のみが分国の關所地処分権と半濟給付権とを認められなかったわけだが、その措置を撤回し、両権限を認めてほしいというのが申状の趣旨である。ここで道鑑は、少弐・大友・島津三氏が鎌倉期以来同等の扱いを受けてきたことに加え、子息とともに一貫して幕府に忠節を尽くし、軍事的貢献を抽んできた点を自身の主張の根拠としている。道鑑は、両権限は幕府への忠節に対する見返りとして与えられてしかるべきであると認識していたのである。この訴えに対する幕府の返答は、「氏経に権限を与えてしまった以上、京都では許否を判断し難いので、氏経の判断に委ねる」という無責任な内容ではあったが、それでも「尤有_二其謂_一之間、欲_レ有_二沙汰_一」すと、道鑑の主張には理解を示しており、道鑑の認識が義詮にも共有されていたことが読み取れよう。

以上のように、観応・文和年間における幕府の軍事体制強化は、足利一門か否かによらず、尊氏・義詮に忠実な諸將に關所地処分権や半濟給

付権など国人層掌握に有効な権限を与えることで推進されていった。これを端緒に、足利一門守護・大将と外様守護との間にあった所領給付権限上の相違は解消・同質化へと向かうとともに、両権限は守護職に伴う権限であるとの認識も形成されていく。たとえば、今川了俊（貞世）は、阿蘇惟村に「肥後国闕所事、守護職拜領之上者、未給之地事、可_レ被_レ致_二沙汰_一也^{⑤4}」と述べており、闕所地処分権を守護職に伴う権限として認識している。また、足利義満の寵臣であった本庄宗成に能登国守護職を奪われた吉見道源（氏頼）は、得田章房に対して「能州還補之時、得田之内しなの谷里見奥跡之事、勘忍之条悦入候。最前可_二相計_一候。其旨可_レ有_二存知_一候也^{⑤5}」と、守護職還補時の宛行いを約束している。ここからは、「守護ではないから宛行うことができない」という道源の認識、裏を返せば、守護であれば所領宛行いが可能であるとの認識が窺えるのである。

三 国人所領に対する幕府の姿勢の変化

観応・文和年間以後、闕所地処分権や半済給付権が守護職に付随する権限であるという認識が形成されていくなか、守護・大将が発給する宛行状・預状からは、「仰」文言や幕府への注進文言といった、自身の独断ではなく幕府の意向が存在することを明示する文言が漸次減少していく（表3）。奥州のみは例外的に「仰」文言がみられるが、それ以外の地域では、足利一門守護・大将の場合、延文五年六月一日畠山義深宛行状^{⑤6}では、最後に「仰」文言や注進文言を有する宛行状は確認できなくなり、預状も延文五年七月十四日細川業氏預状^{⑤7}以後には、僅かに至徳四年六月十二日二宮種氏預状^{⑤8}が「上裁落居之程」と記すのみである。外様守護発給の預状も、三件の事例を除き、注進文言等は記されていない。また、表

3に示した通り、書止文言も「仍執達如_レ件」から「状如_レ件」へと変化するのである。^{⑤9}

奥州に限って「仰」を受けた旨を明記する文言を付した宛行状・預状の発給が継続するのは、当該地域の遵行体系や、複数の管領・大将の分立、南北朝後期に進む奥州有力武士の分郡形成や国人一揆の成立、といった事情が影響したためと考えられる。^{⑥0}では、それ以外の地域で幕府の意向を明示する文言がみられなくなり、「状如_レ件」という書止文言が増加するのはなぜであろうか。

室町幕府の国人所領安堵について考察された吉田賢司氏は、観応の擾乱以前は幕府安堵方が当知行の実否調査をした上で直義が安堵下文を発給する「調査型」安堵と、主に軍忠や帰参に基づき、簡単な文書審査のみで尊氏が安堵下文を出す「即時型」安堵とが併存していたが、貞和四年以後は守護拳状に基づく「即時型」安堵だけが存続することを明らかにされている。^{⑥1}所領安堵手続きの変容とほぼ時を同じくして、守護・大将が発給する宛行状・預状に変化がみられるのは決して無関係ではないだろう。以前拙稿で指摘したように、幕府の意向を示す文言の記載は、守護・大将の幕府への求心性を示すものであり、かつ幕府が彼らによる所領給付に一定程度制約を加えようとした所為の反映でもあった。^{⑥2}ところが、観応・文和年間に、闕所地処分権や半済給付権、帰参国人への本領安堵権などを認める動きが進み、また、所領安堵手続きに占める役割が増大したことで、国人所領に対する守護・大将の関与の度合いや在地の所領秩序に対する影響力は必然的に拡大していった。奥州以外で幕府の意向を示す文言が激減し、「状如_レ件」で結ぶ宛行状・預状が主流化する理由の一端は、幕府の存在を背景とせずとも在地に相応の影響力を及ぼすことが可能となったという、彼らの地位上昇によるものと考えられる。^{⑥3}

そしてもう一つの理由が、国人層への所領給付に対する幕府の姿勢の

《表3》 守護・大将発給の宛行状・預状（年別分布）

【凡例】

- ・各項目内の（）内数字は、「仰」文言・注進文言等を有する事例の数を示す。
- ・観応2年11月日吉良貞家カ宛行状（「相馬文書」）と正平7年カ3月24日吉良貞家カ預状（「相馬文書」）は、本文欠損等により書止文言の判別ができないため除外した。
- ・「書止A」は「仍執達如件」、「書止B」は「状如件」を示す。

年号	足利一門					外様					合計
	宛行い		預け置き		小計	宛行い		預け置き		小計	
	書止A	書止B	書止A	書止B		書止A	書止B	書止A	書止B		
建武3 (1336)	10 (10)	2 (0)	7 (4)	5 (0)	24 (14)		5 (0)		1 (0)	6 (0)	30 (14)
建武4 (1337)	8 (0)	3 (0)	1 (1)	1 (0)	13 (1)		1 (0)			1 (0)	14 (1)
暦応1 (1338)	3 (0)	6 (0)			9 (0)			1 (0)		1 (0)	10 (0)
暦応2 (1339)	6 (0)	1 (0)	1 (0)		8 (0)				2 (2)	2 (2)	10 (2)
暦応3 (1340)	2 (1)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	9 (1)						9 (1)
暦応4 (1341)			1 (0)		1 (0)						1 (0)
康永1 (1342)											
康永2 (1343)	1 (0)	3 (0)			4 (0)						4 (0)
康永3 (1344)	2 (1)				2 (1)			4 (1)		4 (1)	6 (2)
貞和1 (1345)	1 (0)			1 (1)	2 (1)				1 (1)	1 (1)	3 (2)
貞和2 (1346)	1 (0)		1 (1)		2 (1)						2 (1)
貞和3 (1347)	1 (0)	1 (0)			2 (0)			1 (0)		1 (0)	3 (0)
貞和4 (1348)	1 (0)		3 (3)		4 (3)		1 (0)	1 (1)	2 (1)	4 (2)	8 (5)
貞和5 (1349)				1 (0)	1 (0)						1 (0)
観応1 (1350)	3 (0)				3 (0)			1 (0)	1 (0)	2 (0)	5 (0)
観応2 (1351)	16 (5)	2 (0)	2 (1)	1 (1)	21 (7)						21 (7)
文和1 (1352)	6 (4)	1 (0)	2 (1)		9 (5)		1 (0)	1 (0)	3 (0)	5 (0)	14 (5)
文和2 (1353)	8 (4)	2 (0)	2 (1)	1 (0)	13 (5)		1 (0)		1 (0)	2 (0)	15 (5)
文和3 (1354)	5 (2)	3 (1)		3 (0)	11 (3)		2 (0)	1 (0)	1 (0)	4 (0)	15 (3)
文和4 (1355)	5 (0)				5 (0)		1 (0)			1 (0)	6 (0)
延文1 (1356)		1 (0)		1 (0)	2 (0)				1 (0)	1 (0)	3 (0)
延文2 (1357)	2 (0)	1 (0)			3 (0)		2 (0)	1 (0)	2 (0)	5 (0)	8 (0)
延文3 (1358)											
延文4 (1359)			1 (0)	1 (0)	2 (0)						2 (0)
延文5 (1360)	1 (1)	1 (0)		4 (2)	6 (3)		1 (0)		1 (0)	2 (0)	8 (3)
康安1 (1361)				1 (0)	1 (0)		2 (0)		2 (0)	4 (0)	5 (0)
貞治1 (1362)		2 (0)	1 (0)	4 (0)	7 (0)		2 (0)		2 (0)	4 (0)	11 (0)
貞治2 (1363)		2 (0)			2 (0)			1 (0)	1 (0)	2 (0)	4 (0)
貞治3 (1364)		1 (0)	1 (1)		2 (1)				2 (0)	2 (0)	4 (1)
貞治4 (1365)		2 (0)			2 (0)		1 (0)		1 (0)	2 (0)	4 (0)
貞治5 (1366)				1 (0)	1 (0)			1 (0)	2 (2)	3 (2)	4 (2)
貞治6 (1367)	2 (2)	1 (0)			3 (2)		3 (0)		2 (0)	5 (0)	8 (2)
応安1 (1368)							1 (0)		4 (0)	5 (0)	5 (0)
応安2 (1369)			1 (0)		1 (0)		1 (0)			1 (0)	2 (0)
応安3 (1370)				1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)		1 (1)	3 (1)	4 (1)
応安4 (1371)				2 (0)	2 (0)		2 (0)		2 (0)	4 (0)	6 (0)
応安5 (1372)				1 (0)	1 (0)				1 (0)	1 (0)	2 (0)
応安6 (1373)	1 (1)			9 (0)	10 (1)				1 (0)	1 (0)	11 (1)
応安7 (1374)		1 (0)		3 (0)	4 (0)						4 (0)
永和1 (1375)	1 (0)	1 (1)		2 (0)	4 (1)						4 (1)
永和2 (1376)			1 (1)		1 (1)		1 (0)			1 (0)	2 (1)
永和3 (1377)							1 (0)			1 (0)	1 (0)
永和4 (1378)											
康暦1 (1379)				1 (0)	1 (0)				1 (0)	1 (0)	2 (0)
康暦2 (1380)		3 (0)		2 (0)	5 (0)		5 (0)		4 (0)	9 (0)	14 (0)
永徳1 (1381)		1 (0)			1 (0)		2 (0)			2 (0)	3 (0)
永徳2 (1382)		1 (0)			1 (0)						1 (0)
永徳3 (1383)				1 (0)	1 (0)						1 (0)
至徳1 (1384)											
至徳2 (1385)		1 (0)			1 (0)		1 (0)		7 (0)	8 (0)	9 (0)
至徳3 (1386)		3 (0)		3 (0)	6 (0)		2 (0)		1 (0)	3 (0)	9 (0)
嘉慶1 (1387)			1 (0)	2 (1)	3 (1)		1 (0)			1 (0)	4 (1)
嘉慶2 (1388)				1 (0)	1 (0)						1 (0)
康応1 (1389)							3 (0)			3 (0)	3 (0)
明德1 (1390)		2 (0)			2 (0)		3 (0)		1 (0)	4 (0)	6 (0)
明德2 (1391)	1 (1)	1 (0)		2 (0)	4 (1)						4 (1)
明德3 (1392)							2 (0)			2 (0)	2 (0)
不明									4 (0)	4 (0)	4 (0)
合計	87 (32)	52 (2)	28 (14)	57 (5)	224 (53)	1 (0)	49 (0)	13 (2)	55 (7)	118 (9)	342 (62)

変化である。

【史料7】至徳二年九月二十八日足利義満袖判御教書^⑤

(花押)

筑後国白垣村東西地頭職、同国棘津孫三郎入道跡事、為^二勲功之賞^一、任^三今河伊予入道了俊預状^一、酒見豊後権守武教可^レ令^三知行^一之状如^レ件。

至徳二年九月廿八日

従来、恩賞下文や安堵申請の際に、挙状や申状の具書として守護・大将発給の宛行状や預状が副えられ、公験としての効果が期待されることはあったが、守護・大将の宛行状・預状に任せて將軍が宛行状を下す事例は管見の限りこれ以前にはみられない^⑥。国人層の軍功の軽重や闕所地の詳細は守護・大将からの注進に頼らざるを得ないとしても、本来將軍の独自の判断によって発給されるべき宛行状に「任^三今河伊予入道了俊預状^一」せと記載されている点は、幕府の国人所領に対する姿勢を考える上で見逃せない^⑦。書正文言の変化や「仰」文言・注進文言の減少と関連させるならば、【史料7】は、在地における守護や大将の影響力上昇に伴い、国人所領に関しては各国守護・大将に大幅に委任・依存するように幕府の姿勢が変化しつつあったことを如実に物語る事例といえるだろう。

足利義満期から義教期にかけて、幕府が直接発給する軍勢催促状や宛行状・預状の対象は、奉公衆や守護など將軍直臣のみとなり、一般国人層への所領給付は各国守護が行うようになることが指摘されている^⑧。室町期におけるこうした所領給付のあり方の原型は、観応・文和年間における幕府の方針転換によって、南北朝末期に形成されつつあったのである。

おわりに

以上、観応・文和年間における幕府軍事体制の転換と、国人所領に対する幕府の姿勢の変化を論じてきた。最後に本稿の検討結果をまとめておこう。

室町幕府は、南北朝初期には足利一門守護・大将に大幅な軍事指揮権や所領給付権限を委ねて幕府軍事体制の中核とし、彼らを媒介とした各国人層掌握を企図していた。ところが、このような軍事体制・国人層掌握のあり方は、観応の擾乱の勃発と、それに伴う足利一門の離反により変更を余儀なくされた。また、断続的な戦闘によって、幕府中央における恩賞審理は機能不全に陥ることにもなった。この事態に直面した尊氏・義詮は、足利一門か否かよりも、自らに忠勤を励む守護・大将を重視し、彼らに闕所地処分権や半済給付権を正式に付与することで、新たな軍事体制の構築・強化と、国人層への迅速な恩賞付与という二つの課題の解決を図ったのである。これを機に、観応年間以前の足利一門守護・大将と外様守護との間にあった所領給付権限上の相違は解消へ向かうとともに、闕所地処分権・半済給付権は守護職に伴う権限であるとの認識が形成されていく。同時に、在地の所領秩序への守護・大将の影響力が高まったことで、幕府は国人所領に関しては守護・大将に依存しはじめるのである。

本稿では、所領給付権限の同質化に焦点を当てたため、守護・大将が行使する他の軍事的権限については触れられなかった。観応・文和年間を画期に足利一門守護・大将と外様守護との権限上の相違が解消していく傾向は、戦功注進権など他の権限についても認められる。この点については、観応・文和年間という時期を室町幕府の守護制度史上どのように評価するかという問題とあわせて、別稿にて論じることとしたい。

註

- ① 各国守護の比定は、主に佐藤進一『室町幕府守護制度の研究―南北朝諸国守護沿革考証編―』上・下（東京大学出版会、一九六七年・一九八八年）に依拠したが、その一々は注記しない。また、本稿で用いる「足利一門」には、外戚上杉氏や根本被官高氏、元弘の乱以来足利氏と行動をとるに似た広義の一門というべき岩松氏・山名氏らを含む。
- ② 拙稿「南北朝期室町幕府における守護・大将の所領給付権限―守護・大将発給の宛行状と預状の分析を中心に―」（『古文書研究』六六号、二〇〇八年）
- ③ 笠松宏至「中世闕所地給与に関する一考察」（笠松宏至『日本中世法史論』、東京大学出版会、一九七九年、初出は一九六〇年）。
- ④ 松本一夫「南北朝期九州守護の闕所地処分権について―島津氏を中心に―」（『国史学』一八四号、二〇〇四年）。
- ⑤ 小川信「南北朝内乱」（『岩波講座日本歴史』六、中世二、岩波書店、一九七五年）一〇六―一〇七頁。
- ⑥ 田端泰子「室町前期の半済―応安令の成立過程と在地の動向―」（『日本歴史』六二四号、二〇〇〇年）二六・二七頁。
- ⑦ 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第二卷、室町幕府法（岩波書店、一九五七年）、追加法二条。法文を以下に示しておく。

一 諸国守護人事

建武五、後七、廿九御抄
奉行、源方大進房四思

右、被_レ補_二守護_一之本意、為_二治国安民_一也。為_レ人有_レ徳者任_レ之、為_レ国無_レ益者可_レ改之処、或_二募勲功之賞_一、或称_二譜第之職_一、押_二妨寺社本所領_一、管_二領所々地頭職_一、預_二置軍士_一、充_二行家人_一之条、甚不_レ可_レ然。固守_二貞永式目_一、大犯_二三ヶ条之外_一、不_レ可_二相綺_一。爰近年不_レ敍_二用引付等之奉書_一、不_レ及_二請文_一、徒涉_二旬月_一、多累_二催促_一、愁鬱之輩不_レ可_二勝計_一。政道之違乱、職而由_レ斯。仍就_二違背之科条_一、須_レ有_二改定之沙汰_一矣。

- ⑧ 前掲註⑦佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第二卷、室町幕府法、追加法三四条。

- ⑨ 「今川家古文書写」（『兵庫県史』史料編、中世九・古代補遺、六六頁）。

- ⑩ 今川頼貞の動向については、太田順三「観心擾乱期の但馬守護―今川頼

貞をめぐる―」（『相模国文』五号、一九七八年）に詳しい。

- ⑪ たとえば、文和三年六月二十日島津師久注進状写（『薩藩旧記二十四所収』、『南遺』九州編、三六八二号）では、薩摩国の戦況を注進し、合戦の最中であるため具体的な戦功の詳細は追って言上するとしつつも、「尾崎城先懸分捕手負等勘文一卷」、「最前馳来致_二忠節_一之輩等交名注文一通」を進上し、御感御教書を下されるよう申請している。

- ⑫ 下文の発給までに至る過程は、漆原徹『中世軍忠状とその世界』（吉川弘文館、一九九八年）で詳細に論じられている。大まかにまとめるならば、①現地での戦功認定が行われ、②守護・大将が拳状をもって幕府に国人の戦功を注進し、③幕府中央での審理を経て、恩賞を約束する文言が記された感状が国人に発給され、④守護からの闕所地注進に基づき、しかるべき闕所地を選定し、⑤将軍が恩賞下文を発給する、という諸段階を経なければならぬ。文書の往復にかかる時間もさりながら、とりわけ【史料1】発給前後のように、尊氏出陣中という戦乱状況下では、後述するように軍陣では恩賞沙汰を行わないのが基本であったよう、平時以上の時間を要するであろうことは想像に難くない。

- ⑬ 「上杉家文書」（『南北朝遺文』以下、『南遺』と略記）関東編、一九七九号。

- ⑭ 観心二年正月六日石塔義慶注進状案写（『醍醐寺報恩院所蔵古文書録乾』、『南遺』関東編、一九五二号）。

- ⑮ なお、闕所地処分権が本来将軍の専権事項に属する以上、同権限付与もまた尊氏の御判御教書でなされるのが当然である。【史料2】が直義の名で発給されているのは、圧倒的な軍事的優勢を背景に政務に復帰したことが影響しているよう。打出浜合戦の後、筑前国の麻生氏に宛てた尊氏の御判御教書では、直義との和睦成立を伝えるとともに、尊氏方将士に対する所領安堵と感状発給について相違なき旨、直義から起請文を得たと記している（観心二年三月一日足利尊氏御判御教書〔麻生文書〕、『南遺』九州編、三〇二二号）。これは、恩賞給付を含めた戦後処理に関して、将軍である尊氏が起請文を取らねばならないほど、直義が主導権を握っていたことのあるあらわれといえる。

- ⑯ 「東京大学史料編纂所蔵小笠原文書」（『南遺』関東編、二一六四号）。

- ①7 「今川家古文章写」(『静岡県史』資料編六、中世二、四八九号)。
- ①8 「佐々木文書」(島根県古代文化センター編『戦国大名尼子氏の伝えた古文書―佐々木文書―』、島根県古代文化センター、一九九九年、三〇号)。
- ①9 この時期の小笠原政長の動向については、花岡康隆「南北朝期信濃守護小笠原氏の権力形成過程」(『信濃』六一卷二二号、二〇〇九年)一四・二五頁を参照。
- ②0 正平六年十二月二十三日足利義詮袖判下文(『東京大学史料編纂所蔵小笠原文書』、『南遺』関東編、二一三五号)。
- ②1 正平七年正月十九日足利尊氏袖判御教書(『東京大学史料編纂所蔵小笠原文書』、『南遺』関東編、二一六二号)。
- ②2 今川範氏は、正平七年正月日伊達景宗軍忠状(『京都大学総合博物館所蔵駿河伊達文書』、『南遺』関東編、二一七四号)に証判を加えており、また、『太平記』卷第三十「薩多山合戦事」からは、薩埵山合戦に参加していたと知られる。
- ②3 正平七年二月二十五日足利尊氏御判御教書写(『今川家古文章写』、『静岡県史』資料編六、中世二、四八八号)。
- ②4 正平七年閏二月二十四日足利尊氏御判御教書(『京都大学総合博物館所蔵駿河伊達文書』、『南遺』関東編二二〇二号)にて、尊氏は伊達景宗に宛てて遠江・駿河両国凶徒対治のために今川範氏を遣わしたと伝え、範氏に属して忠節を致すよう命じている。このことから範氏への關所地処分権付与には、今後の軍事行動に備えて国人層結集の効果を高めようという意図があったものと思われる。
- ②5 『神護寺交衆任日次第』(『大日本史料』第六編之十九(以下、『大日史』六一一九のように略記)、六六四頁)、文和四年三月日山内松若丸代景山時朝軍忠状(『山内首藤家文書』、『南遺』中国・四国編、二七二三号)。
- ②6 正平六年十二月一日足利義詮御判御教書案(『佐々木文書』、前掲註⑱『戦国大名尼子氏の伝えた古文書―佐々木文書―』、一五号)。
- ②7 星野重治「南北朝内乱期近江国における佐々木京極氏の立場―分郡守護論の再検討を中心として―」(『古文书研究』五〇号、一九九九年)一二二―一二七頁。
- ②8 以下、観応三年七月二十四日制定の七月令(前掲註⑦佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第二卷、室町幕府法、追加法五六条)と、同年八月二十一日制定の八月令(同五七条)とを総称して観応三年半済令と呼称する。
- ②9 観応三年半済令以降、文和四年八月二十八日の追加法(前掲註⑦佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第二卷、室町幕府法、追加法七八条)、延文二年九月十日の追加法(同七九〜八三条)、貞治六年六月二十七日の追加法(同八四条・八五条)、および応安令として知られる応安元年六月十七日の追加法(同九七条)。
- ③0 小林一岳「南北朝の「戦争」と安全保障―兵糧米と半済―」(小林一岳『日本中世の一揆と戦争』、校倉書房、二〇〇一年)。
- ③1 松永和浩「軍事政策としての半済令」(『待兼山論叢』四一号、二〇〇七年)。
- ③2 前掲註⑫漆原徹『中世軍忠状とその世界』。
- ③3 前掲註⑤小川信「南北朝内乱」一〇五・一〇六頁。
- ③4 宛行状・預状の発給については前掲註②拙稿「南北朝期室町幕府における守護・大将の所領給付権限―守護・大将発給の宛行状と預状の分析を中心に―」を参照されたい。
- ③5 本表は前掲註①佐藤進一「室町幕府守護制度の研究―南北朝期諸国守護沿革考証編―」の各国項目をもとに作成したが、近江国守護については、下坂守「近江守護六角氏の研究」(『古文书研究』一二号、一九七八年)を参照した。
- ③6 前掲註③下坂守「近江守護六角氏の研究」五八〜六〇頁。
- ③7 文和二年六月二十日足利義詮御判御教書案(『佐々木文書』、前掲註⑱『戦国大名尼子氏の伝えた古文書―佐々木文書―』、二二号)。
- ③8 文和二年八月二十二日山内定詮預状(『蒲生文書』、『大日史』六一八、三〇九頁)。
- ③9 『滋賀県の地名』(日本歴史地名大系第二五卷、平凡社、一九九一年)「市子庄」の項。
- ④0 『社家記録(祇園執行日記)』観応元年十二月五日条。
- ④1 『社家記録(祇園執行日記)』文和元年十一月二十五日条。
- ④2 『太平記』卷三十二「山名右衛門佐為敵事」付武蔵將監自害事(後藤丹治・

岡見正雄校注『太平記』三（日本古典文学大系三六、岩波書店、一九六二年）、二〇九～二二二頁。

④③ 島田次郎「半済制度の成立―室町政権成立史の研究―」（小川信編『室町政権』有精堂、一九七五年、初出は一九五六年）五七頁。

④④ 『園太暦』文和二年六月九日条・同日条。

④⑤ 『園太暦』文和二年六月十三日条・同十四日条。

④⑥ 文和二年六月二十三日足利義詮御判御教書案（「佐々木文書」、前掲註⑧）
『戦国大名尼子氏の伝えた古文書―佐々木文書―』、二二二頁。

④⑦ 前掲註③⑦文和二年六月二十日足利義詮御判御教書案。

④⑧ 前掲註⑦佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第二卷、室町幕府法、追加法七九条。

④⑨ （文和二年）三月二日足利尊氏御内書案（「東京大学文学部所蔵結城白川文書」、『南遺』東北編、一二二三号）。

⑤① 尊氏は建武三年の九州下向中にも、恩賞は「於京都一可有其沙汰」との感状を発給している（建武三年三月五日足利尊氏御判御教書（「日御崎神社文書」、『南遺』中国四国編、二七四号）。なお、軍陣における下文発給や恩賞給与については、田代誠「軍陣御下文について」（『国史談話会雑誌』二八号、一九八七年）を参照。

⑤② 康安二年六月日島津道鑑申状案（『島津家文書』、『南遺』九州編、四三七二号）。

⑤③ 四ヶ国のうち三ヶ国については、康安元年四月十日島津道鑑代得貴申状案（『島津家文書』、『南遺』九州編、四二六六号）より、大隅・薩摩・筑後であったと判明する。もう一国について、川添昭二氏は斯波氏経による預け置き事例の存在を根拠に、肥前国と推測され（川添昭二「鎮西管領斯波氏経・洪川義行」〈渡辺澄夫先生古稀記念事業会編『九州中世社会の研究』、渡辺澄夫先生古稀記念事業会、一九八一年）一四六頁）、松本一夫氏は四ヶ国を大隅・薩摩・筑後・肥後とされている（前掲註④松本一夫「南北朝九州守護の關所地処分権について―島津氏を中心に―」三三頁）。この時期、大友氏時は自身が帯びる肥後国守護職を餌に、たびたび阿蘇氏に對して幕府方への参陣を促しており、康安元年の交渉は失敗したものの、翌年には阿蘇惟村が肥後国守護職に補任され（貞治元年十月十七日足利義

詮御判御教書案（『阿蘇文書』、『南遺』九州編、四四二一―二二一―号）、以後惟村は幕府方として活動している（前掲註①佐藤進一「室町幕府守護制度の研究―南北朝諸国守護沿革考証編―」下、「肥後」二七二―二七三頁）。かかる守護職の情勢を勘案すると、斯波氏経が關所地処分権・半済給付権を付与されているもう一国は肥後国と考えられる。

⑤④ 貞治元年十月十七日足利義詮御判御教書案（斯波氏経宛）（『島津家文書』、『南遺』九州編、四四二二―二二二―号）、貞治元年十月十七日足利義詮御判御教書案（島津道鑑宛）（『島津家文書』、『南遺』九州編、四四二二―二二二―号）。

⑤⑤ 康暦元年十一月六日今川了俊書下写（『阿蘇文書』、『南遺』九州編、五五七一―一七一一―号）。

⑤⑥ 永徳三年十一月十五日吉見道源書状（尊経閣文庫所蔵旧武家手鑑）、『加能史料』南北朝Ⅲ、二二三―二二三頁。

⑤⑦ 「小山文書」（『大日史』六一―二二三、二二七頁）。

⑤⑧ 「和田文書」（『大日史』六一―二二三、二二一頁）。本文書の差出人「兵部大輔」には、「細川清氏」との付箋が貼付されているが、前掲註①佐藤進一「室町幕府守護制度の研究―南北朝諸国守護沿革考証編―」上、「和泉」一七―二四頁は、当該期の守護を清氏の弟業氏とする。延文五年時点で清氏の官途は相模守であり、一方の業氏は『尊卑分脈』の注記に「兵部大輔」とあるので、佐藤氏の比定に従う。

⑤⑨ 「市河文書」（『新編信濃史料叢書』第三卷、四六頁）。

⑤⑩ 貞治五年八月二十三日島津師久預状（『二階堂文書』、『南遺』九州編、四六四一―一四一―号）、貞治五年八月二十三日島津氏久預状写（『薩藩旧記』二七所収）、『南遺』九州編、四六四二―二四二―号）、応安三年四月三日小笠原長基預状（『市河文書』、『新編信濃史料叢書』第三卷、四四頁）。前二者（島津師久預状・島津氏久預状）については、島津氏の關所地処分権行使に對して幕府からの制約があったためと判断される（前掲註④松本一夫「南北朝九州守護の關所地処分権について―島津氏を中心に―」）。一方の小笠原長基については、当該期の信濃国守護が上杉朝房であることから、長基が鎌倉府の指揮下ではなく、幕府の直隸下で、一国に及ばない一定地域の軍事指揮権を有する存在であったと推定されている（前掲註①佐藤進一「室町幕府守護制度の研究―南北朝諸国守護沿革考証編―」上、「信濃」一九三

頁)。こうした不安定な立場ゆえに、「公方御左右」を仰がねばならなかったのではないかと考えられる。

⑥0 「仍執達如件」との書止文言について、山口隼正氏は、「完全に奉書様式の系譜を脱しきって」おらず、「文書発給の源泉は中央幕府に存することを象徴」していると指摘されている(山口隼正「むすび」(山口隼正「南北朝九州守護の研究」、文献出版、一九八九年)六〇九〜六一〇頁)。

⑥1 遠藤巖氏は、奥州では「幕府―奥州管領―奥州武士」という遵行体系が「次第御沙汰」として確立し、貞治年間ごろまで「定法」として管領を支えた論理であったと指摘されている(遠藤巖「奥州管領おぼえ書き―とくに成立をめぐる問題整理―」(『歴史』三八輯、一九六九年)三六・三七頁、同「建武新政と南北両党の抗争」(『福島県史』第一巻、通史編一、福島県、一九六九年)五八八頁)。また、南北朝後期における複数の管領・大将の分立、奥州武士による分郡や一揆の形成については、遠藤巖「南北朝内乱の中で」(小林清治・大石直正編『中世奥羽の世界』、東京大学出版会、一九七八年)、江田郁夫「奥州管領大崎氏と南北朝の動乱」(柳原敏昭・飯村均編『鎌倉・室町時代の奥州』、高志書院、二〇〇二年)、遠藤巖「建武新政と南北両党の抗争」(前掲)、同「管領の時代」(『山形県史』第一巻、原始・古代・中世編、山形県、一九八二年)などを参照。

⑥2 吉田賢司「室町幕府の国人所領安堵」(吉田賢司『室町幕府軍制の構造と展開』、吉川弘文館、二〇一〇年、初出は二〇〇四年)七一〜七七頁。

⑥3 前掲註②拙稿「南北朝期室町幕府における守護・大将の所領給付権限―守護・大将発給の宛行状と預状の分析を中心に―」三〇〜三二頁。

⑥4 ただし、後掲註⑥⑥・⑥⑦のように、守護・大将による宛行状・預状を獲得した国人が、將軍下文あるいは御判御教書による宛行いや安堵を求める事例があるほか、將軍による下文発給も継続しているので、守護や大将が管

国内において排他的な所領給付権限を行使し得るようになったわけではない。

⑥5 「酒見文書」(『南遺』九州編、五九二八号)。

⑥6 観応三年十月一日吉良貞家宛行状(『東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書』、『南遺』東北編、一一八〇号)のように、奥州管領の発給した宛行状に尊氏が袖判を加えて安堵する事例は存在する。だが、既に小川信氏が述べられたように、これは宛行状に「依仰」とあり、関連文書の観応三年十月二日吉良貞家挙状案(『東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書』、『南遺』東北編、一一八一号)にも「公方御計之程、宛行候」とあって、もともと尊氏の意向を踏まえて吉良貞家が宛行状を発給した事例である。今川了俊が発給する宛行状と預状は管見の限りすべて直状であり、【史料7】で言及される「今河伊予入道了俊預状」も、將軍の意向とは無関係に、了俊の独断で発給されたものであったとみるのが自然で、この点が吉良貞家の事例と異なる。

⑥7 応安七年十一月日市来忠家申状写(『備忘録抄下』、『南遺』九州篇、五一四七号)では、「任守護人島津大夫判官入道預状之旨」せて、薩摩国宮里郡司孫九郎義正・同一族等跡地頭職を宛行う御判御教書発給を要請している。【史料7】発給の前提に同様な申状が出ていたと推測される。

⑥8 吉田賢司「室町幕府の戦功褒賞」、同「室町幕府の軍勢催促」(いずれも前掲註⑥)吉田賢司『室町幕府軍制の構造と展開』、初出はそれぞれ二〇〇二年、二〇〇三年)。

(本学衣笠総合研究機構

ポストドクトラルフェロー)